

マイム介護センター運営規程

(居宅介護・重度訪問介護)

(事業の目的)

第1条 株式会社マイム介護サービス事業部が、福島県知事の指定を受けて開設するマイム介護センター（以下「介護センター」という。）が実施する障害者総合支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定居宅介護（居宅介護・重度訪問介護）の事業（以下「居宅介護等」という。）は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、身体的な食事・入浴・排泄の介助及び生活的な調理・洗濯・清掃等の介助、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を適切に行うことにより、障害者の自立と社会経済活動への参加を促進し、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護等の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、地域との結びつきを重視し、利用者の居住する市町村、他の指定障害者福祉サービス事業者・その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との密接な連携につとめる。

2 また、「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第58号）に定める内容のほか関係法令等厳守し事業を実施する。

(介護センターの名称等)

第3条 事業を行なう介護センターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 マイム介護センター
- 2) 所在地 福島県会津若松市中央三丁目7番30号

(主たる対象者の障害の種類)

第4条 居宅介護等の主たる対象者とする障害の種類は、以下とする。

主たる対象者を特定しない

(職員の職種、職員数及び職務内容)

第5条 介護センターに勤務する職員の職種、職員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1) 管理者 1名（常勤職員）
管理者は、介護センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 2) サービス提供責任者 1名以上（常勤職員）
サービス提供責任者は、介護センターに対する居宅支援の利用の申し込みに係る相談、調整、援助計画の作成、職員に対する技術指導等のサービス内容の管理を行なう。
- 3) 訪問介護員 2.5名以上（サービス提供責任者も含む）
指定されたサービスを訪問先にて提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 介護センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1) 営業日：日曜日から土曜日までとする。
- 2) 営業時間：午前6時から午後10時までとする。
- 3) 電話により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護等の内容)

第7条 事業所で行う指定居宅介護の内容は、次の通りとする。

- 1) 居宅介護
 - ① 身体介護
 - ② 家事援助
- 2) 重度訪問介護

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第8条 居宅介護等を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係わる利用者負担額の支払いを受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規程により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100(法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た場合)を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 前項のほか、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護等に要した交通費はその実費を徴収する。
 - 1) 通常の事業実施地域の境界を起点とし、1キロメートルにつき10円
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者等に対し、サービス内容及び費用(請求書を発行する)についての同意をえて、支払いを受けた場合は領収書を発行するものとする。

(通常の支援の実施地域)

第9条 通常の支援の実施地域は、会津若松市、会津美里町、会津坂下町、湯川村、喜多方市、磐梯町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 職員は、居宅介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び医療機関(主治医)に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情解決)

第11条 提供した居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは掲示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査に応じ、及び障害者及びその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 提供した居宅介護等に関して、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは掲示の命令又は該当職員からの質問若しくは指定居宅介護の設備若しくは帳簿書類その他の物件の調査に応じ、及び障害者又はその家族からの苦情に関して、都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止のための措置)

第12条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - 1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第15条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第16条 介護センターは、訪問介護員の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとしての業務体制を整備する。

- 1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内に1回以上
 - 2) 継続研修 年1回以上
- 2 介護センター職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 介護センター職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社マイム介護サービス事業部と福島県知事届出済みの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

この規程は、平成15年12月22日から改定し施行する。

この規程は、平成16年5月1日から改定し施行する。

この規程は、平成17年4月1日から改定し施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改定し施行する。

この規程は、平成18年10月1日から改定し施行する。

この規程は、平成21年4月1日から改定し施行する。

この規程は、平成24年10月1日から改定し施行する。

この規程は、平成25年2月21日から改定し施行する。

この規程は、令和元年9月25日から改定し施行する。

この規程は、令和4年3月30日から改定し施行する。